



# 三重県公報

令和8年6月23日 (火)

第 730 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
40	三重県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則	( 少 子 化 対 策 課 )	2
<b>告 示</b>			
394	兼用工作物の管理の方法に係る協議が成立した旨及びその関係図書の縦覧	( スポーツ 推 進 課 )	2
395	地方自治法第243条の2第1項の規定による公金事務の委託	( 児 童 相 談 支 援 課 )	2
396	農産物検査法の規定による地域登録検査機関の登録の更新	( 農 産 物 安 全 ・ 流 通 課 )	3
397	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	( 漁 政 課 )	4
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	4
	農地を利用する権利の設定に関する裁定	( 同 )	5
	公共測量を実施する旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	6
	同件	( 同 )	6
	公共測量が終了した旨の通知	( 同 )	6
	開発行為に関する工事の完了	( 建 築 開 発 課 )	6
<b>共 済 組 合 公 告</b>			
	地方公務員等共済組合法の規定に基づく令和7年度決算の要旨	( 市 町 行 財 政 課 )	7
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	( 警 察 本 部 )	10

規 則

三重県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年六月二十三日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十号

三重県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

三重県青少年健全育成条例施行規則（昭和四十七年三重県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(薬品等の指定)</p> <p>第四条 条例第二十一条第一項の規定による薬品等は、次のとおりとする。</p> <p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第五十条第十三号</u>の規定に基づき指定された医薬品</p> <p>一～四（略）</p>	<p>(薬品等の指定)</p> <p>第四条 条例第二十一条第一項の規定による薬品等は、次のとおりとする。</p> <p>一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）<u>第五十条第十一号</u>の規定に基づき指定された医薬品</p> <p>一～四（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第394号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の10第1項の規定により、都市公園と道路との兼用工作物の管理の方法について、次のとおり協議が成立しました。

なお、協議の内容は、三重県地域連携・交通部スポーツ推進局スポーツ推進課に備え置いて縦覧に供します。

令和8年6月23日

三重県知事 一 見 勝 之

1 都市公園の名称及び位置

(1) 名称

五十鈴公園

(2) 位置

伊勢市宇治館町

2 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 伊勢市長 鈴木健一

三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号

3 協議による管理の概要

兼用工作物の維持、修繕、災害復旧及び許認可等の権限の行使に関する事務

4 管理の期間

令和8年6月3日から当該施設の存続する期間

三重県告示第395号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金事務を委託しました。

令和8年6月23日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 委託を受けた者の名称及び住所又は事務所の所在地  
三重県児童養護施設協会  
三重県津市産品 732 番地の 1
- 2 委託した公金事務に係る歳入等又は歳出  
里親研修養育実習の研修費用及び里親委託前養育支援事業に係る経費の支払
- 3 指定をした日  
令和 8 年 6 月 12 日
- 4 委託をした日  
令和 8 年 6 月 15 日
- 5 委託期間  
令和 8 年 6 月 15 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

三重県告示第 396 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号。以下「法」といいます。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をしたので、同条第 3 項において準用する法第 17 条第 6 項の規定により公示する。

令和 8 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 登録年月日及び登録番号  
平成 13 年 6 月 22 日 第 1 号
- 2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
津安芸農業協同組合	代表理事組合長 前川 温仁	三重県津市一色町 211 番地

- 3 地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類  
国内産農産物（もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば）
- 4 登録の区分  
品位等検査
- 5 地域登録検査機関が農産物検査を行う区域  
三重県
- 6 農産物検査を行う農産物検査員

氏名	農産物検査を行う農産物の種類	証明書番号
砂山 幸司	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2413016
岡副 正一	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2415019
増田 栄作	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2416022
森 浩之	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2417026
井村 貴紀	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆、そば	K2419027
長谷川 彰	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2419028
小宮 敏	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2420029
若畑 充孝	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2423034
城 博一	もみ、玄米、精米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2424036
佐脇 祥郎	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2426039
松井 航平	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429067
余野 聡一郎	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429330
石川 惇一	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K2429331
辻 伸幸	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018485
小川 脩	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019527
新 幸大	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242019528
磯部 真伸	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242017530

稲垣 博	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242018486
佐脇 俊輝	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242016580
寺西 泰祐	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022599
今村 仁哉	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022600
吉岡 卓矢	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242022627
倉田 慶彦	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023637
畠田 雄斗	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242023638
高岡 紀寛	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242024669
豊田 朔哉	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242024670
杉野 紘矢	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242026699
和田 斗真	もみ、玄米、小麦、大麦、裸麦、大豆	K242026700

7 登録の更新日  
令和8年6月22日

**三重県告示第 397 号**

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和8年6月23日

三重県知事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

大又川飛鳥五郷漁業協同組合  
熊野市飛鳥町佐渡 487-2  
三重内共第 17 号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部漁政課に備え置いて、告示の日から令和8年7月21日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和8年6月12日

**公 告**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 18 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和8年6月23日

三重県知事 一 見 勝 之

上野南部第一土地改良区（伊賀市比自岐 529 番地）

退任理事

伊賀市比自岐 3127 番地

〃 摺見 474 番地

〃 〃 559 番地

〃 〃 457 番地

〃 比自岐 589 番地

〃 〃 726 番地

〃 〃 784 番地

〃 〃 1156 番地

掘 岡 朝 欽

森 本 壽 一

松 生 昭 治

腰 山 建 司

貝 増 悟

福 井 真 一

中 森 崇 喜

村 上 幸 男

伊賀市比自岐 2919 番地	東 本 和 平
〃 〃 2894 番地	藤 本 武 司
〃 〃 1234 番地	森 前 稔
〃 岡波 961 番地	仲 理 明
〃 〃 882 番地	中 西 純 一
〃 〃 1072 番地	岡 本 裕 量
〃 下神戸 1584 番地	山 本 正 明
〃 〃 2530 番地	滝 本 春 美
〃 栢川 457 番地	綿 井 巖 治
〃 〃 82 番地 12	坂 井 勝 代
〃 才良 867 番地	鵜 山 治 彦
〃 〃 406 番地	柳 田 重 美

退任監事

伊賀市比自岐 601 番地	大 西 恒 雄
〃 〃 1016 番地	山 本 利 春
〃 下神戸 1563 番地	城 山 義 男
〃 下阿波 1419 番地	村 上 靖 尚

就任理事

伊賀市摺見 474 番地	森 本 壽 一
〃 比自岐 3148 番地	堀 岡 敏 幸
〃 〃 589 番地	貝 増 悟
〃 〃 755 番地	森 岡 崇
〃 〃 994 番地	中 西 雅 也
〃 〃 1234 番地	森 前 稔
〃 岡波 918 番地	辻 年 弘
〃 〃 861 番地	西 山 莊 司
〃 下神戸 1305 番地	田 中 宗 義
〃 〃 2516 番地	滝 本 大 雅
〃 栢川 264-2 番地	正 多 孝 幸
〃 〃 377 番地	竹 内 孝 成
〃 才良 457 番地	藤 室 明 生
〃 〃 926 番地	森 脇 由 一

就任監事

伊賀市摺見 1245 番地	吉 輪 久 次
〃 比自岐 1165 番地	中 川 省 三
〃 栢川 45 番地	深 井 克 哉
〃 上阿波 1419 番地	村 上 靖 尚

下記の農地について、農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項の規定において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をいたしましたので、同法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告します。

令和 8 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積 (㎡)
多気郡明和町大字明星字坂井 4248 番	田	1,049
〃 〃 〃 4249 番	田	2,951
〃 〃 〃 4250 番	田	1,361

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額

利用権	令和8年8月1日	5年間	117,935円
-----	----------	-----	----------

- 3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
公益財団法人三重県農林水産支援センター 理事長 中野 敦子  
三重県松阪市嬉野川北町 530 番地
- 4 当該農地の所有者等の情報  
登記名義人が死亡後、所有者等を確知することができない。
- 5 補償金の支払の方法  
農地を利用する権利の始期までに津地方法務局（松阪支局）に補償金を供託する。
- 6 その他  
農地の所有者等は、津地方法務局（松阪支局）において、補償金の還付を受けることができる。

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県熊野建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（数値図化測量）
- 2 作業期間  
令和 8 年 6 月 7 日から令和 9 年 1 月 8 日まで
- 3 作業地域  
熊野市の一部、南牟婁郡御浜町の一部及び同郡紀宝町の一部

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、四日市市長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業期間  
令和 8 年 6 月 9 日から同年 10 月 30 日まで
- 3 作業地域  
四日市市西日野町

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 8 年 5 月 29 日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

令和 8 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
度会郡大紀町崎

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 8 年 6 月 23 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 8 年 6 月 5 日	いなべ市員弁町大泉新田字矢田 1606 ほか 1 筆	四日市市笹川 1 丁目 186 大洋不動産四日市株式会社 代表取締役 高橋 弘成

令和8年 6月11日	伊勢市野村町字里前 5585-9 ほか 1 筆	伊勢市小俣町湯田 794-11 理楽株式会社 代表取締役 瀬古 長司
令和8年 6月12日	いなべ市大安町石樽東字南林 2565 ほか 5 筆	四日市市鶴の森 1 丁目 8-13 株式会社スマートマネジメント 代表取締役 関根 良樹

**共済組合公告**

地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）第 22 条第 3 項の規定に基づき、令和 7 年度決算の要旨を公告します。

令和 8 年 6 月 23 日

三重県市町村職員共済組合理事長 尾 上 壽 一

(単位：千円)

損益計算書の要旨

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金預託金管理	経過的長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
収											
負担金	8,625,638	18,414,946	980,721	129,143			271,515	238,750			
掛金	8,646,202	11,939,975	980,711					233,143			
施設収入・商品売上											1,082,843
利息及び配当金	8,845					61,496	2,285	3,167	659,908	1,252	68
その他の収入	1,121,366						99,656	47	17,446	10,491	13,988
他経理から繰入							51,887				
前年度支払準備金	1,416,241										
計	19,818,292	30,354,921	1,961,432	129,143	0	61,496	425,343	475,107	677,354	11,743	1,096,899
支											
給付	9,547,220										
役員給与							158,013	25,676	5,413	16,259	7,523
旅費・事務費							22,567	1,418	1,090	582	1,069
商品仕入											1,058,589
飲食材料費											
委託費							51,637	12,027	258	900	2,775
支払利息						61,496			517,799		408
前期高齢者納付金	1,900,033										
後期高齢者支援金	3,464,718										
老人保健拠出金											
退職者給付拠出金											
介護納付金	1,606,940										
連合会払込金	1,142,217	30,354,921	1,961,432	129,143			140,521	4,259			
他経理へ繰入	51,887										
その他の支出	6,306						66,777	457,843	13,707	6,301	22,158
次年度支払準備金	1,430,755										
計	19,150,076	30,354,921	1,961,432	129,143	0	61,496	439,515	501,223	538,267	24,042	1,092,522
差引当期利益又は当期損失金(△)	668,216	0	0	0	0	0	△ 14,172	△ 26,116	139,087	△ 12,299	4,377

貸借対照表の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金預託金管理	経過の長期預託金管理	業務	保健	貯金	貸付	物資
資 産	流動資産	4,305,728	1,891,806	126,150	815	426,242	606,862	1,634,152	2,973,126	329,016	248,032
	固定資産					15,527,254	10,858		54,784,250	853,306	
	繰延資産										
資産合計	4,305,728	1,891,806	126,150	815	0	15,953,496	617,720	1,634,152	57,757,376	1,182,322	248,032
負 債	流動負債	634,885	1,891,806	126,150	815		16,158	37,411	55,998,128	613	16,073
	固定負債	1,430,755				15,953,496	189,993	19,501	1,104	32,572	118,992
	負債合計	2,065,640	1,891,806	126,150	815	0	15,953,496	206,151	55,999,232	33,185	135,065
資 本	資本剰余金										
	利益剰余金又は 欠損金(△)	2,240,088					411,569	1,577,240	1,758,144	1,149,137	112,967
	資本合計	2,240,088	0	0	0	0	411,569	1,577,240	1,758,144	1,149,137	112,967
負債・資本合計	4,305,728	1,891,806	126,150	815	0	15,953,496	617,720	1,634,152	57,757,376	1,182,322	248,032

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和8年6月23日

三重県警察本部長 谷井 義正

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品及び数量  
小型輸送車（マイクロバス） 6台
- (2) 契約の特質等  
購入物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 納入期限  
令和9年3月26日（金）
- (4) 履行場所（納入場所）  
三重県津市栄町一丁目100番地 三重県警察本部

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格  
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。  
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格  
ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者でないこと。  
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和8年7月22日（水）12時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません（併せて、(5)の機能証明書及び(6)のカタログ類を提出してください。調達システム以外で提出する場合は、郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。）。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)まで及び(7)の書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 電子契約を希望する場合は、電子契約利用意向兼メールアドレス確認書

- (5) 機能証明書
  - (6) カタログ類（納入車両に関する機能がわかる書類）
  - (7) 明細書
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 担当部局  
〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 臼井  
電話 059-222-0110（内線）2262 ファクシミリ 059-226-9917
  - (2) 契約条項を示す場所  
(1)に同じです。
  - (3) 調達システム担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
  - (4) 調達説明書（仕様書）の配布方法
    - ア 調達説明書  
本公告日から令和8年8月4日（火）まで調達システムにより提供します。
    - イ 仕様書  
本公告日から令和8年7月3日（金）17時まで5(1)の場所で配布します。  
配布時間は、平日8時30分から17時まで（土、日及び祝日を除く。）  
仕様書は、開札後に返却していただきます。
  - (5) 入札参加資格確認結果の通知
    - ア 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合  
令和8年7月29日（水）17時までに本システム上で通知を行います。
    - イ 書面による競争入札参加資格確認申請の場合  
令和8年7月29日（水）17時までに通知書を発送します。
  - (6) 入札書提出の日時及び場所
    - ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。  
入札参加資格確認結果の通知の日から令和8年8月4日（火）14時まで
    - イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。  
提出締切日時 令和8年8月4日（火）14時まで  
なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。  
※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。  
送付先  
〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地  
宛 先 津塔世橋郵便局留め  
受取人 三重県警察本部警務部会計課調達係  
案件名 (再掲) 小型輸送車（マイクロバス）の購入入札書在中
  - (7) 開札の日時及び場所  
日時 令和8年8月4日（火）14時10分  
場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課
  - (8) 入札方法等に関する事項
    - ア 入札書の記載  
入札書の記載に当たっては、消費税及び地方消費税を含む金額（免税事業者にあつては、契約希望額）としてください。
    - イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

#### ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

#### エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

#### オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

### 6 その他

#### (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### (2) 契約書作成の要否 要

#### (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

#### (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

#### (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

#### (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

#### (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

### 7 Summary

#### (1) Subject Matter of the Contract:

Minibus (24-29 Passengers, Diesel Engine) 6 cars.

#### (2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:00 P.M. on Tuesday, August 4, 2026.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:00 P.M.

on Tuesday, August 4, 2026.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:10 P.M. on Tuesday, August 4, 2026.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code:514-8514

TEL:059-222-0110 (EXT. 2262)

FAX:059-226-9917

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---